

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第1回中宮浄水場更新基本構想・基本設計 プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会
開催日時	平成26年10月23日(水) 14時00分から 16時30分まで
開催場所	枚方市上下水道局水道部庁舎3階応接室
出席者	会長：中室克彦委員、副会長：堀真佐司委員 委員：寺嶋勝彦委員、宮内潔委員、村上俊英委員
欠席者	なし
案件名	1. 審査会の会長及び副会長の選出について 2. 審査会の公開・非公開について 3. プロポーザル実施要領（案）等について
提出された資料等の名称	1-1. 中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例 1-2. 審査会委員名簿 2-1. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 2-2. 枚方市情報公開条例（抜粋） 3-1. プロポーザル実施要領（案） 3-2. 評価基準表（案） 3-3. 業務仕様書（案） 4. 今後の審査会のスケジュール（案） 参考資料1. 諮問書（写し） 参考資料2. 枚方水道物語（パンフレット）
決定事項	会長及び副会長の選出 審査会は原則非公開、一部公開、会議録は公表
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条6
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 （事務局）	水道部浄水課

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局： 委員の皆様お揃いになられたということで、これから始めさせていただきますと思います。

ただいまより、第1回中宮浄水場更新基本構想基本設計プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当させていただいております、枚方市上下水道局浄水課の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

僭越ではございますが、会長と副会長を選出するまでの間、事務局の方で進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、本会議の議事録作成のために、議事内容を録音させていただいておりますので、予めご了承くださいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、本審査委員会の委員としてご就任いただく皆様をご紹介いたしますと共に、委嘱状をお渡しすることになっておりますが、本来でしたら、お一人ずつお渡しすることになるのですけれど、時間の関係上机の上に置かせていただいておりますので、ご了承くださいますようよろしくお願いたします。お席につきましては、50音順にお座りになっていただいております。

それでは、順番に委員を紹介させていただきます。

大阪市水道局 技術監の寺嶋勝彦委員でございます。

委 員： 寺嶋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事 務 局： よろしくお願いたします。

摂南大学理工学部 教授の中室克彦委員でございます。

委 員： 中室です。よろしくお願いたします。

事 務 局： ありがとうございます。

大阪広域水道企業団 事業管理部 副理事の堀真佐司委員でございます。

委 員： 堀でございます。よろしくお願いたします。

事 務 局： 公益社団法人日本水道協会 大阪支所 支所長の宮内潔委員でございます。

委 員： 宮内です。よろしくお願いたします。

事 務 局： 税理士の村上俊英委員でございます。

委 員： 村上です。よろしくお願いたします。

事 務 局： よろしくお願いたします。以上5名の委員の皆様で中宮浄水場更新基本構想

基本設計業務事業者の選定審査を行っていただくこととなります。

今後ともよろしくお願ひいたします。また、本日は、全員のご出席を確認しておりますので、枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者の選定審査会条例に基づき、この審査会が成立していることをここでご報告させていただきます。

それでは続きまして、上下水道局の出席者の方を照会させていただきます。

本日は、第一回目の審査会ということで、諮問を行うため、枚方市上下水道局事業管理者と水道部長にご出席いただいております。

西尾管理者でございます。

管 理 者： はじめまして、西尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局： 谷本水道部長でございます。

部 長： 谷本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事 務 局： どうもありがとうございます。事務局の説明をさせていただきご紹介をさせていただきます。

水道部 次長の津熊雅裕でございます。

事 務 局： 津熊でございます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： あらためまして、私、水道部 浄水課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

同じく浄水課 課長代理の米田信でございます。

事 務 局： 米田です。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 浄水課 課長代理の河本朗でございます。

事 務 局： 河本です。よろしくお願ひします。

事 務 局： 浄水課 係長の宮風孝弘でございます。

事 務 局： 宮風です。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 浄水課 係長の島田裕一でございます。

事 務 局： 島田です。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで西尾管理者から一言ご挨拶を申し上げます。

管 理 者： どうもこんにちは、本日はご多忙の中、審査会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、急なお願ひにもかかわらず、中宮浄水場更新基本構想基本設計業務委託に係わるプロポーザル事業者選定業務の審査委員、大変お忙しい中でお引き受けいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、枚方市水道事業は、昨年度で通水80年を迎えまして、これまで施

設の整備、改良を重ねて運用してまいりました。

この度、更新を計画しております中宮浄水場は、枚方市唯一の浄水場で日量13万tの浄水処理を行い市民の皆様に水道水としてご利用いただいておりますが、施設の耐用年限もそろそろ終焉を迎えまして、南海トラフを震源とする巨大地震に対する耐震力も不足しているのが現状でございます。このままでは、市民生活に大きな影響を及ぼす事象が発生しかねない状況でありますことから、これらの課題を解決すべく、まず、中宮浄水場の日量9万tを処理します第1浄水場の更新を10年後の完成を目途に取り組むこととなりました。

事業につきましては、この後、事務局からご説明させていただきますけれども、審査委員の皆様には、中宮浄水場の更新事業の基本構想基本設計委託を行っていただく事業者を選定するに当たりまして、技術提案書を基に最も優れた提案をされた事業者を選定するというプロポーザル方式による審査を行っていただきたいと考えております。

審査員の皆様のこれまでのさまざまな経験と深い知識をもって、いろいろな視点から審査そして評価していただくことで選ばれた技術提案書が枚方市の水道事業にとって、また、市民の皆様にとって、将来を指し示すより良い提案になることを心から願っておる次第でございます。

これから年度末にかけて審査会を開催させていただくことになり、公私ともお忙しい時期を迎えることとなりますけれども、枚方市の水道事業にとって未来につながるプロジェクトとなる浄水場更新事業を審査委員の皆様のお力をお借りしまして進めてまいりたいと願っておりますので、お力添えの方をよろしく願いをいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料をご確認ください。

まず、次第がございます。続きまして資料1-1本審査会の審査条件となっております。資料1-2皆様の名簿がついてございます。

資料2-1としまして、審査会の会議の公開に関する規程でございます。

資料2-2で公開条例の抜粋でございます。

資料3-1に移りましてプロポーザルの実施要領（案）となっております。

同じく資料3-2で評価基準表（案）A3の用紙となっております。

資料3-3業務仕様書（案）でA4があるかと思えます。

資料の4として、今後の審査会のスケジュールという紙があると思いま

す。

参考資料としまして、諮問書（写し）を参考資料として付けさせてもらっています。

同じく参考資料の2としてパンフレットが2つ、枚方水道物語と枚方の水道80年というパンフレットを付けさせてもらっていますのでご確認下さい。

資料等過不足ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。

2 議 題

議案第1号 審査会の会長及び副会長の選出について

事 務 局： 次第3の審議案件に移らせていただきます。

議案第1号の「審査会の会長及び副会長の選出について」でございます。

ご審議をお願いするに当たり、私の方からご説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。本審査会の審査根拠である条例がこちらにあるかと思うのですが、第5条において会長及び副会長を置くということで会長及び副会長を決めていただきたいと思います。

なお、会長、副会長の選任方法につきましては、委員の互選により決めるということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様からご推薦などございませんでしょうか。

委 員： 事務局の方でお考えとかないのでしょうか。

事 務 局： ありがとうございます。それでは、事務局より提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本審査会では、中宮浄水場の更新事業を実施するに当たりこの根幹となる基本構想などの業務を行っていただく設計事業者をプロポーザル方式により選定することから、中宮浄水場の現状に詳しく、また、上下水道事業経営委員会の副委員長も務めていただいております中室委員に会長をお願いしてはと、考えております。

また、副会長には、大阪広域水道企業団において村野浄水場の高度処理施設の設計、施工などに携われ浄水場に関する深い知識をお持ちである堀委員をお願いしようかと考えておりますが、皆様いかがでございましょうか。

○（「異議なし」の声）

事 務 局： ありがとうございます。ご異議がないようなので中室委員が会長に堀委員が副会長に選任されました。

恐縮ですが、お二人すいませんが前の席にお移りいただきよろしくお願いいたします。

いたします。事務局がご用意いたします。こちらの方にお移り下さい。

それでは、中室会長より会長就任のご挨拶をいただきますようお願いいたします。

会 長： 改めまして、摂南大学の中室です。ただいま、皆様の方からご推薦あり、ご承認いただき会長ということで任されましたけれども、まあ、この会が皆様のご協力が無事プロポーザルの審査が済みますようにご協力をよろしくお願いします。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、堀副会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

副 会 長： 同じく推薦いただきましてご承認いただきました、堀でございます。副会長ということで、どこまで任務を全うできるかわかりませんが、一生懸命やらせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。

それでは、この後審議に入ります前に、西尾管理者から中室会長に諮問書をお渡ししたいと思います。委員の皆様におかれましては、参考資料1として諮問書の写しをお渡ししておりますので御確認下さい。

管 理 者： 中宮浄水場更新基本構想基本設計プロポーザル方式委託業務事業者選定委員会 会長中室克彦様 「中宮浄水場更新基本構想基本設計委託事業者選定について」 標記の件につきまして枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例第2条の規定に基づき、プロポーザル方式による中宮浄水場更新基本構想基本設計業務委託のプロポーザル実施要領等の作成及び設計事業者の選定について貴審査会に諮問をします。どうぞよろしくをお願いします。

事 務 局： どうもありがとうございました。なお、管理者の西尾と部長の谷本の方は、この後、公務がございます。恐れながらこちらの方で退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行は中室会長の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長： それでは、本日の審査会は2時からはじめまして4時半までということになっているようですので、盛り沢山の書類もありますので、効率よく進めていきたいと思いますのでご協力よろしくをお願いします。

議案第2号 審査会の公開・非公開について

会 長： それではまず、議案第2号ということで「審査会の公開・非公開について」

をまず議題としたいと思います。事務局の方から説明の方よろしくお願ひします。

事務局： それでは議案第2号の「審査会の公開・非公開について」ご説明いたします。

ここでは、今後審査会を進めるに際して会議の公開・非公開、会議録の作成や公開時期の大きく3点について決定していただきたいと思います。

まず、資料2-1枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程をご覧ください。この規程の第3条にありますように、枚方市では会議を原則として公開することとしておりますが、1から3の何れかに該当する場合は公開しない事が出来ると定めています。2に枚方市情報公開条例第6条の規程による公開情報という記載がありますが、資料2-2として、この条文を抜粋した資料をお付けしておりますのでご参照していただければと思います。

事務局としましては、本審査会でご審議いただくプロポーザル実施要領や審査基準などの審議内容が第6条6の項目に該当すると考えております。

審査会の公開・非公開の決定については資料2-1の規程第4条に当該会議に諮って行うこととなっており、また、非公開とする場合はその理由も明らかにする必要があります。

事務局としましては、先ほどご説明しましたように、本審査会が枚方市情報公開条例第6条の規程による非公開情報を含む事項について審議を行うことを理由とし、本審査会の会議を非公開とするべきだと考えています。

しかしながら、枚方市情報公開条例の主旨に照らし、プロポーザル実施要領等の作成過程や提案事業者の評価過程など、非公開とすべき審査部分は非公開といたしますが、非公開情報が含まれない部分については極力公開できないかと考えております。具体的には、最優秀提案者を選定する前段に行う予定の、提案事業者に対するヒアリングの部分については、一般公開としても差し支えないのではないかと考えております。

次に、委員名の公表、非公表について説明させていただきます。

今後、プロポーザルを進めていくにあたり、プロポーザル実施要領などを公表していくこととなります。この、プロポーザル実施要領には、どのような内容で事業者を選定するのかを明記するものであり、その説明の中で、本審査会の委員名を明記し、公表するかどうかをご審議いただきたいと思ひます。

なお、本市で行うプロポーザルは、規定等の具体的な取り決めがなく、また、他市においてもプロポーザルの選定審査では、委員名を公表するか、非公表とするかについての取り扱いが分かれておりますので、本プロポーザル

での委員名の公表・非公表の取り扱いを本審査会で決定していただきたいと考えております。

ちなみに、非公表としているケースでは、その理由を、提案事業者が委員に接触することを防ぐためとしておられます。

いっぽう、公開しているケースでは、委員に接触した提案事業者は失格とするという要件を設けておられます。

今回、事務局としましては、本市の他の審議会などで、委員名を非公開としている事例が無いことから、委員名は公表し、接触した提案事業者は失格とする要件を設定することが望ましいのではないかと考えています。

次に、会議録につきましては、資料2-1の規程第7条に定めがあり、審議の経過がわかるように発言内容を詳細に記録することになっております。

作成した会議録につきましては、同規程第8条により、確定後速やかに一般の閲覧に供することとしておりますが、会議を非公開とする場合には、公表方法について、審議会で決定することとしております。

事務局としましては、公表方法については、同規定8条の公表方法により公表し、公開の時期については、最優秀提案者が選定された後が望ましいと考えております。

以上で、議案第2号「審査会の公開・非公開について」説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただいま事務局の方からいくつかの内容を説明してもらったのですが、まず、会議の公開・非公開という件と、それから、会議録の公表の件等について案のようなもののご説明があったのですが、これに関してなにかご意見等がございましたらよろしくお伺いします。

いかがでしょうか。

委 員： 公開を予定されているのは、提案者のヒアリングなどということでご説明があったかと思うのですが、一応提案者のヒアリングと他には何か考えられておられるものがございますか。ヒアリングだけということですか。

事 務 局： そうですね。今公開を考えているのは。

委 員： 議事録の要約版みたいなものは、出されるのですか。

事 務 局： はい、出す予定になっています。

委 員： 議論の、まず委員会の公開・非公開というのは、ヒアリングのみという提案ですね。

事 務 局： はい、そうです。

会 長： それ以外はないという提示なのですが、これはよろしいでしょうか。

公開についてはヒアリングだけはOKでいくということ・・・

委員の名前、名簿それから、もう一つ残っていたのは会議録の公開ですか

ね、これをどういう風にするかという・・・あと二点があるのですが、先ほどのご説明では、委員名につきましては、他が公開しているからということで、接触があったらそれはだめだよという前提条件で公開するということがよかったですか。

事務局： はい。

会長： この点はいかがでしょう。こういう条件でよろしいでしょうか。

委員： 公開というのは名前だけの公開ですか。どういうレベルまでの公開ですか。

事務局： 資料3-1のプロポーザル実施要領（案）がございまして、11ページをご覧いただいてよろしいでしょうか。審査についてということで記述させていただいております、こちらの中でどういう会でもって評価、選定しますと説明させていただいております。この段階で公表という形になります。公表という形もこの形のみという形になります。

会長： 名前、所属、役職等この内容だけということですね

事務局： はい。

会長： いかがでしょうか。

委員： この接触したらというのは、業者が接触したら業者をダメにするということですか。

事務局： はい。

委員： 一点よろしいでしょうか。先ほど結論は出たのですが、提案の時だけ公開すると、ヒアリングの時ですね、一般的に言って、談合というやつで、提案者同士が相談して、特に最後、お金の札入れもありますので、誰が提案しているのか解ったらいかんということで。業者さん同士が重ならないように配慮する場合もよくあります。たとえば、1時から2時までは提案者Aの提案時間ですよ、2時から3時までは、その間、時間は1時間の割合ではなく40分にしておいて、できるだけ合わないようにするとかですね。ちょっとした配慮をしながら、結局談合を避けるというのも、気にしていることはあるのですが、それと公開というのが、違うと言ったら違うかもしれませんが、気にしなくてもよろしいですかね。

会長： 公開と、今の談合の中身は、ちょっと異質だと思うのですが、議題としてはですね。それは、中の問題かなという感じもちょっとするので。

委員： 提案者同士がみな顔見知りになるということで、そうしたら、とりあえず談合になってしまったら、ダメだなと。

会長： その辺は、これからの議論で出てくる可能性があるのですが。ちょっと、そういう話がありましたので、いかがなのでしょう。

事務局： たしかに、委員のアドバイスどおり、そういうことがあってはならないと
考えておりますので、なるべくダブらないように、重ならないような形で、
ヒアリング時間を確保していきたいと思っております。

会長： 一般に、他もそういうふうにやってますね。顔を合わさないのが原則のよ
うです。

委員： その時にヒアリングということで、一般の人が傍聴する。その人は、提案
者A、B、Cみんな分かるということでしたら、そこをまた、どのようにや
るかということですね。

事務局： ちょっと、いい手立てを考えさせていただきます。

会長： その公開についても、今のようなことを考えると、心配でしたらきり
がなくて、何が起こるかかわからないですね。来る人によっては、それをど
う考えておくかということですね。

委員： 一つは、先にお金を、もう、封をしておいて開けないと、もう提案の札入
れは先にやっておいてもらうということでしたら、そこは、できるだけオー
プンにしますよと、堂々と言えらと思いますけど。ちょっとそんな細工がい
るような気がしますね。ヒアリングをやった後で札入れしてしまったら、当
然、高止まりしているのではないかとかいうのでしたら、それをどう避ける
か、難しいですね。

委員： ヒアリングが予定されているのは、この審査会の最終で、その日のうちに
決まってしまうことなので。

委員： そうですね、札入れをした後ですね。

委員： 言われている恐れはないのかな。

委員： そうですね、時期的にはいちばん最終だということでしたら。

事務局： まあ、色々ご心配いただきありがとうございます。ちょっと、我々のと
ころも、その辺のところはあまり深く考えてなかったところもございませ
うので、今のアドバイス、考えさせてもらってヒアリングにあたりたいと思っ
ていますのでよろしくお願いします。

会長： どうしましょう。一応、方向としては、そういうことで、更に進めてもら
うということよろしいでしょうか。まだ、最終決定はしていないと言
うことで、動いてよろしいでしょうか。一応、基本的にはその形だとは思
うのですが、いかがでしょうか。もう決定だということ、あとは、その内容に
方法論を考えるということで、お受けしていただくと、ここで、オープン
を前提にして・・・ヒアリングのことです。あとは、そういうことがないよ
うに、配慮していただく。

事務局： 方法論だけ、ちょっと考えさせていただきます。

会長： そういうことで、ヒアリングは公開ということで、その日のうちに、決定するので問題ないだろう。

 では、そういうことでよろしく願いいたします。

 あと、会議録は提案の形でよろしいでしょうか。

委員： 結構じゃないですか。

会長： では、提案された形で、他の審議会に準ずるとのことだと思うのですが、よろしく願いします。

委員： 別に変った、変える理由がありませんのでねえ、ですから、積極的に何か変えるときには理由がいるから。恐らく、そういう理由は作れないからだと思います。

事務局： ありがとうございます。

会長： 他、何かご意見等がありましたらよろしく願いします。

委員： 会議録の公表については、審査後ということだったので、会議録の概要についても、これは、もう結果が決まるまでは、公表は控えるということで理解してよろしいでしょうか。

事務局： 会議録につきましては、一回一回整えまして皆様委員には、当然お渡しするような形、お渡ししますので、外に向けては出さない。決定してから出していくと。

委員： ホームページに審査会のですね、何月何日に開かれて、こういうことを審議しましたとかは、それは出すのですよね。中身は出さないけど。

事務局： 基本的には、開催しますよというご案内は出すように決まっておりますので出す形になるのです。先におっしゃっていただいたように、やりましたということも、本来は出すのですが、一応、今回、非公開という形になりますので、出したところで何も内容がなくなってしまうので、それでしたら、いちばん最後、決定した後公開できるような状態になって、全てをホームページ上で公開していくというように考えております。

委員： その方が、一般的ですか。

会長： それは、会議録のアウトラインというか、遡って全てを公開するということですね。こういう経緯で決まりましたということが見えるように。

事務局： 会議の資料と会議録を合わせて公開していく形になります。

会長： 今のようなことでよろしければ。

事務局： ありがとうございます。

会長： 他に何かご意見ございませんか。なければ、こういうことで今要点が決ま

りましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： この会議自体の傍聴者はあるのですか。あるのかないのかよくわからないのですが。

事 務 局： 事務局よりご報告いたします。傍聴者はおられませんでした。

会 長： これは、やるということ自体は、オープンになっていたのですか。

事 務 局： そうです。一回目のホームページで公開しております。今日開催ということになっています。

会 長： 傍聴者もこの場で決めさせていただくことになっていた？

事 務 局： 今はじめて非公開ということをご審議していただいたので、はじめて、ここで非公開になるのですけども、始まる前というのは、それが定まっていないので、傍聴者の方がひょっとしたら来られるかもしれないというので、今も手続きを進めさせていただきました。

会 長： そういうことで、おられないということで、非公開という形に結果的には当分進めるということになります。

それでは、次の中宮浄水場更新事業についての説明をお願いしたいのですが、資料が沢山ありますので、順次資料を使ってご説明をお願いしたいと思います。事務局の方よろしくお願ひします。

事 務 局： それでは、現在の「中宮浄水場の状況および中宮浄水場更新事業について」ご説明いたします。参考資料「枚方水道物語」をご覧ください。13ページをご覧くださいと思います。

中宮浄水場の現在の処理フローですが、下の方に図がありますけども、まず、枚方市の水道なのでありますが、淀川から表流水を磯島取水場から取水しております。その水を中宮浄水場の方に送水いたしまして、中宮第1浄水場9万t日量ですね、中宮第2浄水場日量4万tを処理しております。中宮第1浄水場ですけども凝集剤を入れまして、それから高速凝集沈澱池、急速ろ過池、ろ過した水を調整池に貯めております。そして、第2浄水場の方ですけども、磯島から上がってきた水を着水、薬品混和池で凝集いたしまして横流沈澱池、急速ろ過池でろ過しました水を調整池で貯めております。調整池で貯めました水を、今度、中間ポンプで高度浄水施設、ここは日量13万tの処理ですが、高度浄水処理に通しまして、オゾン接触池それから粒状活性炭吸着池で滅菌をいたしまして、送水ポンプで各配水池に送水しています。

中宮浄水場ですけども、14ページの上ですけども、浄水場自身は、東西に長細く、第1浄水場と第2浄水場があります。中央部分ですけども、中央管理棟というのがありまして、ここで、全ての水処理、送配水の管理を行っ

ております。中央管理棟より上の部分が第1浄水場となります。図で言いますとちょうど上の方が西側になり、下側が東側になります。

中宮浄水場は、第1浄水場が昭和40年に、第2浄水場が昭和48年にそれぞれ竣工し、ともに40年以上経過して、施設の老朽化は顕著であり、耐震性(平成17年に調査)を有しておらず、水道水の安定した供給が課題となっております。浄水場の更新について検討をしてみましたが、現在の敷地で既存の施設を使用しながらの更新は現実的ではないとの結論に至りました。

また、近年の淀川の水質の変化により第1浄水場の水処理が困難な状況になっており、大阪広域水道企業団からの受水に頼ることが多くなっています。

今回、財務省より国家公務員宿舎の一部廃止の報道発表が行われ、平成24年12月に近畿財務局が、中宮浄水場南側の北が丘合同宿舎の取得意向について照会があったため、この用地(18,000㎡)を取得する方向で、中宮浄水場の更新事業を進めていくこととなりました。

なお、更新する施設は、第1浄水場(約90,000㎥/日)を対象としますが、第2浄水場及び高度浄水施設の更新についても、今回の業務委託の中で検討を行ってまいります。

以上で、「現在の中宮浄水場の状況及び中宮浄水場更新事業について」説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございます。現状と今後の更新事業の概要というかアウトラインをご説明いただきました。

議案第3号 プロポーザル実施要領(案)等について

会 長： 今の説明を踏まえまして、議案第3号の「プロポーザル実施要領(案)等について」ご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事 務 局： それでは、議案第3号の「プロポーザル実施要領(案)等について」ご説明いたします。

本議案は、全部で3種類の資料がありますが、本日ご説明する資料は、資料3-1プロポーザル実施要領(案)と資料3-2の評価基準表(案)を中心にご説明いたします。

まず、3-1のプロポーザル実施要領(案)をご覧ください。まずめくっていただきますと、目次を書かせていただいております。構成といたしましては、1.プロポーザル募集要項、第1章プロポーザル募集要項、第1節目的、第2節業務遂行区域、第3節委託業務範囲、第4節委託期間、第5節提案見

積限度額、第6節事務局、第7節プロポーザルの実施スケジュールと手続き、第8節参加資格要件、第9節辞退、第10節契約の締結、第11節情報の公開について、それから2としましてプロポーザル業者選定基準、第2章プロポーザル業者選定基準、第1節で審査の概要、第2節で選定基準としております。

一つ目のプロポーザル募集要項についてですが、めくっていただきまして2ページ目になります。

第1節の目的ですが、この要綱は本業務において、具体的施策を多面的に検討するため、処理方法の選定や基本設計等に関する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることとしております。

第2節としまして、業務遂行区域ですが、先ほどもちょっとパンフレットにもあったのですが、一応、磯島取水場から中宮第1、第2浄水場、中間施設、高度浄水処理施設及び排水処理施設までを業務範囲とすることとしております。

第3節の委託業務範囲としましては、次の1から7号に掲げるとおりとし、詳細な内容は別途公表する業務仕様書に定めるものとしております。

第4節委託期間は、契約締結日から平成30年9月28日までとしております。但し、基本構想策定業務及び浄水処理実証実験業務は平成28年3月31日までとしております。

第5節提案見積限度額についてですが、本委託業務に係る提案見積限度額の総額は、1億6千万円、税込としております。本業務に係る提案見積額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとしております。

続きまして、3ページですが、プロポーザル実施スケジュールと手続きというところでプロポーザルの実施スケジュールは下の表1のとおりで、まず、実施要領等の配布、日程等書かせていただいております。続きまして、第1次審査提出書類（参加表明書類の受付）、これも日程、書いております。

次は、第1次審査に関する質問書の受付、次が第1次審査に関する質問書に対する回答の公表、続きまして第1次審査（技術提案書提出者の選定結果通知）、続きまして、第2次審査提出書類（技術提案書等の受付）、第2次審査に関する質問書の受付、第2次審査に関する質問書に対する回答の公表、それから、ヒアリングの実施、それから、第2次審査（最優秀提案者の選定

の結果通知)、最後に評価結果の公表となっております、横に日程等、配布、受付等の方法、場所とかを書いております。

続きまして、4ページ目ですが、実施要領等の配布についてですが、平成26年12月18日から平成27年1月14日までに総合契約検査室ホームページよりダウンロードにて入手することとしております。次に、配布資料は、プロポーザル実施要領、今回の本資料です。それと様式集、それと業務仕様書となっております。

3の第1次審査に関する質問書は、以下の内容1①②にて受けることとしております。特に受け付け方法では、Eメールのみとしております。

続きまして、第4、第1次審査に関する質問書に対する回答及び公表について、公表日は平成27年1月9日、方法につきましては、総合契約検査室のホームページにて掲載することとしております。

5ページ目、5の第1次審査提出書類、参加表明書等の受付についてですが、受付期間は、26年12月18日から27年1月14日までとしております。方法は、郵便で受付期間内に必着するように郵送することとしております。下に表2に第1次審査の提出書類の一覧を挙げさせていただいております。参加表明書から最後の業務遂行体制という形になっております。

続きまして、6ページですが、6ページの下③なのですが、参加に係る制限事項についてということで、まず、第1次審査の提出書類は、一者につき一件しか提出できないこととしております。イとしまして、設計共同体による参加は認めないこととしております。ウは、参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は、自ら参加者となることはできないとしております。

7ページに移ります。④で参加資格を満たさない場合の取り扱いについて記載させていただいております。参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、審査を行わないこととしております。

続きまして、この下になるのですが、表3ということで、第1次審査評価項目及び評価の視点を表として挙げさせていただいております。評価の項目としましては、企業の概要及び財務状況、それから、受託実績、それと業務遂行体制という形で項目分けをさせていただいております。評価の視点をそれぞれ記載しております。

続きまして、6の1次審査、これは技術提案書提出者の選定の結果通知についてですが、技術提案書の選定結果通知につきましては、5者程度として

おりまして、その5者に選定通知書を送付するというようにしております。また、選定されなかったものに対しては、その理由を附して、非選定通知書を送付することとしております。

続きまして、8ページに移ります。一番上の7、第2次審査に係る質問書の受付についてということで、以下のように第1次審査と同様の形となっております。

続きまして、9ページの一番上なのですが、表4ということで、第2次審査提出書類の一覧を挙げさせていただいております。内容につきましては、表紙、技術提案書、価格提案書、技術提案書チェックリストという形になっております。次に、②の技術提案書作成容量を次の以下の様に記載しております。特に、記載内容全般についてのfのところ、応募者の企業名を伏せて選定を行うため、技術提案書の記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような、表現は、用いないこととしております。

続きまして10ページに移ります。10ページに表5としまして、第2次審査評価項目及び評価の視点という表を挙げさせていただいております。評価項目としましては、基本構想策定業務、整備手法検討業務、浄水処理実証実験業務、それと基本設計業務という形に分けさせていただいております。それぞれの項目に足して評価の視点を記載させていただいております。

続きまして、11ページに移ります。上の④最優秀提案者の決定方法、選定方法につきましては、総合評価点100点満点の最も高い提案者を最終提案者に選定することとしております。続きまして、10の第2次審査の結果通知についてですが、①の選定結果通知書の送付ということで、最優秀提案者に対しては、選定結果通知書を送付し、最優秀提案者に算定されなかった者には、その理由を附して非選定通知書を送付することとしております。

次に、11番の審査結果の公表についてということで、これにつきましては、最優秀提案者の選定後に事務局のホームページにおいて、審査結果を公表することとしております。次に、審査についてということで、先ほど話にも出ていた表6、選定審査会の委員の名簿のような形で、表を記載しております。このような形で公表されることとなります。

続きまして、12ページに移ります。②の失格事項としまして次のアからキのいずれかに該当した場合は失格とするとしております。特に、この中のエですが、選定審査会委員又は、事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合という項目を挙げさせていただいております。

③、第2次審査におけるヒアリングの実施、これにつきましては、開催時

期を平成27年3月下旬位に予定しており、所要時間は、説明20分、質疑応答20分程度と考えております。出席者は、管理技術者及び各主任技術者の内3名以内とし、管理技術者は、必ず出席することとしております。続きまして、下の14番の本事業の変更及び中止について、でございますが、本プロポーザルの応募者が一者のみの場合は本プロポーザルを中止するという形で考えております。

続きまして、13ページに移ります。13ページの第8節、参加資格要件、これはですね、本業務に参加しようとする者は、次のアからセに掲げるすべての要件に該当する者でなければならないとしております。

続きまして、14ページ、第9節、辞退ということで、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を事務局に提出することとしております。

第10節、契約の締結についてです。第2次審査により選定された最優秀提案者を相手方として市は契約交渉を行うこととしております。最優秀提案者の本業務に関する技術提案に関し、その評価内容を担保するために、提案内容を業務仕様書(案)に記載、修正を行い仕様書に定めたいうえて、見積徴収を行うものとしております。見積金額については、価格提案の範囲内とすることとしております。

第11節、情報の公開についてということで、本プロポーザルの応募に関するすべての提出書類については、公開しない事が出来る情報を除き、全て公開するものとする形にしております。以上で、プロポーザルの募集要項についての説明を終わります。

続きまして、プロポーザルの業者選定基準について、ご説明いたします。16ページをご覧ください。まず、第1次審査、中ほどなのですけど、2番の第1次審査で、まず、第1次審査につきましては、40点満点で行い、上位5者程度を上限として、通過者を選定することとしております。第2次審査につきましては、第1次審査の通過者を対象として、第1次審査の評価に加え技術提案書、ヒアリングの内容を基に採点100点満点で行って、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定することとしております。

第2節、選定基準に移ります。選定基準につきましては、次のページの表7、表8ですね。まず、表7なのですけども、第1次、第2次審査の評価項目の配点に対する係数を記載しております。評価区分をAからFとしまして、その評価の内容に応じて配点に対する係数、これも1.0から0.00までという形で考えております。

次に、第1次審査の技術提案書提出者の選定基準に移りますが、表8の第1次審査の評価項目及び配点ですね。これを表にしております。これも先ほどご説明したように、評価項目が企業の概要及び財務状況、受託実績、業務遂行体制という形の項目分けをしております。特に、一番下の業務遂行体制を一番重要と考えております。まあ、配点の小計を見ていただきましたら、だいたい重要度の割合が解っていただけるのかなと思います。業務遂行体制につきましては、40点満点で20点の配点としております。

続きまして、技術者資格の評価としましては、次のページ18に記載しております。表の9としましては、これは、価格評価点の算出式という形で記載しております。表10が技術者の資格の評価項目、配点に対する係数、表11が主任技術者の経験の項目、配点に対する係数という形で記載しております。

続きまして、②の1次審査における技術提案書提出者の選定方法ということで企業の概要及び財務状況、受託実績及び業務遂行体制の評価、これは40点満点を行うと、各委員の平均値、これは、小数点第1位、第2位を四捨五入という形で平均値を第1次審査の評価点とし、評価点の高い者から上位5者程度を技術提案書提出者に選定することとしております。

続きまして、19ページに移ります。19ページは、第2次審査最優秀提案者の選定基準ということで、先ほども、評価項目と視点については、挙げさせていただいておりましたが、特に、この中で配点の大きいものは、基本構想策定業務という形にしております。逆に配点の低い項目は、基本設計業務、これは、他と比較しても配点を少なくして、重点を置いておりません。それから、評価項目で価格の評価ということで5点、それから、価格の評価までで小計が80点となり、あと第1次審査の評価点に二分の一を乗じた得点20点を加算して、トータル100点満点としております。

続きまして、最後のページになります。①、提案価格の評価ということで、表13に示す算定式により価格評価点を算出することとしております。

②、第2次審査における最優秀提案者の選定方法としまして、各委員の平均値を第2次審査の評価点とし、総合評価点100点満点の合計値の最も高い提案者を最優秀提案者に選定するとしております。一応、プロポーザル実施要領については、以上でございます。

続きまして、資料3-2、A3版の資料なのですが、これは、先ほどから説明しております、評価基準を表にしたものでございます。1枚目が第1次審査、2枚目、3枚目が第2次審査となっております。特に、左側につ

きましては、実施要領に中で記載している分と違いはございませんが、右側については、審査会用ということで、事務局の方で評価内容を例として記載させていただいております。ちょっと詳しくいきますと、評価項目の企業の概要及び財務状況におきましては、提出書類でいきますと、企業の概要確認書及び企業概要の確認書類、具体的には、貸借対照表、それから、損益計算書、キャッシュフロー計算書等によってですね、経営状況を確認していただいたらいいのかと考えております。

次の受託実績の項目につきましては、提出書類でいきますと設計業務実績の確認書類等で評価を行う形になると考えております。

続きまして、業務遂行体制、この項目につきましては、提出書類でいきますと、主任技術者の経験、実績確認書、それから業務遂行体制という資料で確認していただく形になると考えております。

2枚目をめくっていただきますと、先ほどもご説明しました第2次審査、2枚目、3枚目が第2次審査についてですが、ここにつきましても、同じように審査会用としまして、事務局の方で、評価の視点に対する評価内容を例として挙げさせていただいております。ここにつきましては、各委員の方々におかれまして、他に参考になる評価内容がありましたらご意見をいただきたく考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

事務局： すいません。先ほどの説明の中で資料3-1の方で資料の修正をさせていただきたいと思っております。12ページ目の③第2次審査のヒアリングの実施というところで、アの開催時期のところ、平成27年3月下旬という記述がありますが、もともとの3ページに記載させていただいております、プロポーザルの実施スケジュールの方では、3月20日金曜日というふうに完全に明記しているという形になっています。ちょっとこのあたり、整合がとれておりません。申し訳ございません。もう一点ですが、18ページの表9をご覧くださいませ。表9の右側に価格評価点の算出式とか書かせていただいております。間違いでして、主任技術者ごとの評価点の算出式になります。価格評価点ではございません。お詫びして訂正いたします。以上です。

事務局： プロポーザルの実施要領とA3版の資料について、ご説明させていただきました。それとは別に、資料3-3で、業務仕様書というものを配布させていただいております。業務仕様書につきましては、本業務を実施するために必要となる事項ですね、内容として作業やその業務量の目安となるもの、これを定めた仕様書であることと、契約締結前に最優秀提案者の提案内容の追

記修正を行うことと考えております。

議案第3号「プロポーザル実施要領（案）等について」の説明は以上でございます。

なお、議案第3号のプロポーザル実施要領等につきましては、11月下旬ごろに開催予定の第2回審査会で内容を固めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

ただいま、事務局の方からプロポーザル実施要領等につきまして説明をいただいておりますが、今までの説明に対して何かご意見とか、ご質問がありましたら、よろしく願いします。

委 員： 業務遂行区域というのは、磯島取水場から排水処理施設まで、全ての流れの中で、募集するという形になるのですか。

事 務 局： 基本構想につきましては、全体の施設の構想を策定していただくという考え方になります。実際、更新工事の方ですね、施設の更新をしようと考えているのが第1浄水場のみの計画になっております。ただ、第1浄水場の更新をする前に、施設全体の構想を固めておかないと、第1だけを考えてしまいますと、後々、無理がきてしまう、そういうこともありますので、一応、全体の構想を決めたうえで、第1浄水場だけを対象に施設の更新を行う。更新事業としては、そこまでしか決まっておりません。設計委託業務の中で、業務の中の一つの基本構想策定業務というところが、磯島取水場から排水処理施設までを含む区域という形になります。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 言葉として業務遂行区域と業務範囲とどう違うのかよく解らない。業務範囲でいいのではないですか。

事 務 局： そのように修正いたします。

委 員： 中宮第1浄水場のみということですが、工事期間があるけれど、第2と40年と48年ということで、8年しか差がない訳ですね、そうしたら、10年後にやるといったら、今度は第2の方もある訳ですね、それも含めて、そういうあれを考える訳ですか。

事 務 局： はい、そういうことです。

委 員： いま、第1と第2で13万tですか、それを含めて、例えば、いま第1だったら9万t単位でみるのか、それとも13万tでみるのか、そういう考えは、どうなのですか。

事 務 局： 今後どうやって更新していくかっていうのは、施設全体、第2浄水場も含

めた形で検討していきます。ただ、実際に施設整備をするというふうに、決まっているのは、まだ、第1だけしか決まっていないという形になっております。

事務局： 第2浄水場については、今後の水需要、経済状況も考えまして、本当に更新していくのか、改良、改修で第2浄水場を維持していくのか、その辺のところも検討している課題になっておりますので、今後、基本構想の中でも、更新なのか、改装なのか、着手するとか、方法を検討していきたいと思っています。

会長： 他に何かご意見とかありませんか。

委員： 高度浄水施設は、離れたところにあるということで、第1、第2は隣り合わせであるのですが、第1だけを考えても案が作れないから、当然全部を考えないといけないのですが、最終の提案が、第1だけというのは、文章的にも、そこはきっちり書いてないと思うのですが。まず全体を考えてくださいということだったのかなあと思ったのですが、第1に限るとはどこに書いてあって、その時は、高度浄水は、どのようにするとか、それは、どのように思っているのですか。

事務局： 言葉が足りませんで、申し訳ございません。今回、この設計委託業務の中で大きく業務を四つに分けさせていただいております、一つ目が、基本構想業務、これが先ほどから説明しております全体の更新計画を検討していく業務、その次、今日は、説明をさせていただいておりますが、業務仕様書のほうに書かせていただいておりますが、この基本設計業務については、9万トンの第1浄水場のみを対象とさせていただいております。これはなぜかと言いますと、その、実際に基本構想全体の更新計画自体は全体で練っていくわけですが、実際に事業として工事を進めていく範囲については、9万tのみ進めていく形になりますので、基本設計については9万tのみを行うことになります。さきほど、課長の中井が申し上げましたとおり、第二浄水場については、その基本構想策定のときにどういうふうに、まあ、更新するのか、補強をしていくのか、その方針で決まりましたら順次基本設計、実施設計を経て更新事業、もしくは耐震事業という形で進めていくというふうに、ちょっとまだそこまでは今のところ考えてないですが、考えてないと言うか、その今回の業務の中で決めて行きたいというふうに考えています。

委員： 業務仕様書、この案ですね。総則のところ、今おっしゃったことが出てきますね。で、その中で、例えば今おっしゃったこと基本設計業務について、その、処理フローとかの検討であるとか、書いてあるのですけどね。今言わ

れた、その9万tだけですよとかが、なかなか読みづらいんですよね、確かに。どこまでを、その業務と捉えるのか。

事務局： すいません、業務仕様書の23ページご覧いただいて、よろしいですか。22ページからが基本設計業務の内容を書かせていただいているページになっておりまして、その23ページ目のところの第一章、第1のところですね、あの基本事項の1というところで、本設計の対象は、導水管、調整池、管理棟、排水処理施設等の各取り合い点から、新設中宮第1浄水場までとするということで、この基本設計のところの業務仕様書の中でそういう形で表現させて頂いています。

委員： 他の項目についても全部そういう形で述べているのですか。

事務局： 他のところにつきましては、基本構想の策定のところに絡むところも出てきますので限定した書き方とはさせていただいておりません。

委員： すいません。今のところに関してなんですが、そもそも今更新を考えるにあたって今とまるきり同じフローなら、そら第1と第2、ぽんと分けられるでしょうけど、いちばんの課題は後ろ過をするかしないかですね。今、東京都をはじめ全部、いちばんに、最後にろ過をもっていこうという方向に変わって行く方の中において、枚方市は、いやいらなと言い切れるかどうかと言う所においては、おそらく言い切れないだろうと私はかってに思うのですが、そうすると第1第2に係わらず、高度浄水をどこに挟んでいくかという、その処理フロー全体に係わってくると思いますので、その時に、第1だけ最後は考えたらいいのですよと言うのでは、なかなか治まらないような気がするのですけれども、そのへんはどうですかね。おそらく提案者も今の日本全国の動きを見ると、もう、微粉炭と生物の漏洩を防ぐためには後ろ過が必要であるという方向で国のほうも動いてきているので、そういうふうなことを考えると、今処理フローそのものを変えなさいという提案となってきた場合、9万tと4万tでポンと切り分けますという問題ではないと思うのですが、考えていただいた9万tだけするんですよということだけでなく、後の4万tを考えなくてはならないと思うのですがそこはどうですか。

事務局： 最終的には、おっしゃる通り、後ろ過についても考えていかななくてはならないと、重々理解しています。今回9万tをまずやると説明させていただいていますけれども、今後の水需要も考えて4万tのあり方というのはこの中で考えて行きたいと考えています。4万tを改修することによって、後ろ過にまわすことができるのか。つまり高度処理の部分について、オゾン活性

炭処理を沈殿池、砂ろ過池の間にいれることができるのか。そのあたりについても構想の中でやっていきたいと考えています。今回は9万t処理を作りますが、高度処理施設は離れており、微粉炭などの課題もごさいますけれども、そのあたりも含め、次の高度処理の準備を含めた形、フローを含めて考えて行きたいと考えています。後ろ過の話の考えると多くの時間が必要となりますが、後ろ過のことを一切考えず今回設計を行っていくことは我々は考えていません。

委員：先ほど説明があったと思いますけれども、第1浄水場の9万tだけを考えてくださいということをもう少し明確にしておかないと、この仕様書からは読みとりにくいと思います。

委員：実証実験がありますね。実証実験のところで最初に書いてあるのは、水処理フローの基本計画について、私どもはじめて仕様書を見ているので間違っ
てはいけないので、水処理方法のうち膜処理方法について処理効果を確認すること、書かれています。これは全体に係わる話であれば、今、委員がおっしゃるように全フローにわたり構成を考える実験なのかどうか、業者が間違っ
て読まれる可能性が高いと思います。あと基本計画という言葉について、ちゃんと説明されていますか。この中で基本計画にも基づいてと書かれています
が、基本計画の範囲は第一浄水場の9万tですよどこかに書かれていますか。

事務局：基本構想と私たちは呼んでいるのですが、基本構想作成の範囲は先ほど申し上げたとおり、磯島取水場から排水処理施設までを含む範囲を基本構想で策定していくのだと記述させていただいています。その中で実証実験を含めて、その処理フローを決定していくというふうに考えています。

委員：基本計画事務というのは基本構想のことですか。

事務局：はい、基本構想です。基本設計とは違います。

委員：基本計画という文言がありますが。

事務局：すいません。文言が統一できていませんでした。申し訳ありません、資料20ページのところで基本計画で選定したとなっています。ここは、基本構想の中で策定したと訂正させていただきます。

委員：そこははっきりしたほうがいいと思います。

事務局：申し訳ありませんでした。

会長：今いくつかの意見が出ていますが、事務局のご説明では基本構想という全体像の構想もやってください。金額の配分はわかりませんが、最終的には9万t処理の基本設計もやっていくということですね。

物・ハード的なもの、将来の4万tの部分とですね、先ほどから話しに出ている高度処理の構想は、基本構想で実施してくれということですが、そのあたりの整理がついていない気がします。ぼんやりは分かるのですが、工事自体は一部ですよということしか分からない。何かそのあたりがクリアーになっていない気がします。

それと、いちばん大事と思っているのは、市の姿勢がここに現れていないことではないでしょうか。

すべてを構想が出てから考えるのではないと思っていますので、ある姿勢をお持ちだと思っていますので、その中でいいところ取りというのは言葉が悪いですが、実際課題を与えたところで考えてもらおうというのはあってもいいとは思いますが、もともと何か考えをお持ちでないで我々が判断するとき、どちらで判断するのですかという。我々、評価できないんですよ。ある意味理想があってもいいと思うのです。

それをお金など色々なことで、現実によりこう流れて、技術も推移していきます。

当然こういう技術を挿入したい。でも実現できるかできないかというのは技術的な面で業者に考えてもらいましょうという意味であれば、ある目標があって判定できるのですが。

例えば、膜ろ過という言葉が出てきますが、これを今課題にするのであれば、その中でどの膜ろ過がいいのかというのであれば、それは選定できます。でも、違うのが対等に出てきた場合は、その理念的にどちらだろうと、何かそういうものにぶつかるような気がします。今、一連の説明を聞いて何かそのあたりがクリアーでない気がします。

委員： わたしも同感です。

会長： 判断しかねるような動き、今の作り方が。

委員： 特に膜ろ過のところはこうやりたいと思うか、できたらやりたくないけど情報だけ集めておこうかでは、かなり変わってきます。

会長： 実験をやってしまって、お金はどっというのに現実にはこれしか出せないもので、極端に言ったら、いい浄水場ができなければ、それもおかしくなってしまう。

事務局： 確におっしゃるとおり、まだまだ仕様書の作りこみが足りない状況であったと思います。今頂いたご意見を基に再度作りこみさせていただいて、我々の方針、立場がはっきりわかる形に仕様書もそうですけれど要領についても加筆修正させていただきたいと思います。

それに伴いまして皆様にご説明をさせていただいて、再度提案させていただきご相談させていただきたいと考えています。

会長： 今回の事業の流れが見えにくいので、そこを説明していただければ、それならばこういう表現もできるのではないかという意見もでるのではないかと思います。ようするに、枚方市の考え方が見えないのです。

事務局： 市の考え方を極力書かないところもございました。これは我々プロポーザルによる選定業務が初めてなところもあるのですが、プロポーザルというのは、ないにない状態でというのは失礼な言い方なのですが、広い意味で意見を頂く、技術提案を頂くとういことで、あまり条件を提示してはいけないのかな、我々の願望を出してはいけないのかなと思うところもございました。

あるのは、こういう浄水場でこういう水質の状況です。この中で皆さんはどのような浄水場を造るのが理想と考えますか。どういう浄水場を造れば枚方市民にとっていいのですか、という、かなり広い意味で技術提案を頂こうと考えていましたので、おっしゃるとおり見えにくい形になっているのかなと思います。

会長： 私は、この工期期間では無理ではないかと思えます。

委員： 基本構想をきっちり固めた上で次の段階へ行くという形がいいのではないですか。

いそいで全部やるから、ちょっと無理があるのではないかと思えます。

会長： 今回、基本構想は別のものであって、全体像をまず定めてから、その後具体的に進めるというやり方もあると思えます。今回の事業は同時進行ですよ。

事務局： 同時に委託するわけですがけれども、実際は基本構想を固めてから、固めた状態でなければ基本設計にはいけないと考えていますので、基本構想は、プロポーザルで受託したコンサルタント業者と意見を交わし基本構想を固めた後に基本設計に取りかかる動きになります。

会長： そのあたりが分かりにくい。

事務局： はい、そのあたりについて意見を頂きましたので、再考させていただき、不明瞭な点をはっきり固めてから、再度ご提示させていただきたいと考えています。

委員： 業者さんが読む範囲をしっかりと認識していないと、そこがぶれると、ずいぶんコストも変わってきますし、我々の評価もなかなか困難なものになってしまう。

事務局： おっしゃる通り、業者の方が行う業務のボリュームというのが、考え方ひ

とつで大きく変わってくると思いますので、このあたり、皆さんに分かりやすく、我々が求めているものが、分かるような形で記述すべきであると思っています。

委員： 関連してですね。この4項目の業務のひとつに実験があります。この実験というのピンからキリがあります。例えば、1系統1千tの浄水プラントを造ってやろうとしたら、私の知っているかぎりでは、ある事業者では30年前でも数億円かけて実験施設を建設し、さらに毎年の維持管理に数千万円を投じたと聞いています。

そんなオーダーと、この全部で1億6千万の中での実験であれば、どの程度のものであるかと。カラム実験で、それも直径20cmでやるか10cmでやるかでも金額が、全然変わってきますので。直径30cmのカラムであれば実験装置は億単位の価格になってきます。

また、小さい物は小さい物での色々な不都合な問題がありますし、まあ実験室の中での実験はできますが、何をしたいのか何をしてもらうのか、これはピンキリなので、コンサルタントの方がどの程度やったらいいのかという質問がすぐにきそうな気がします。

事務局： おっしゃるとおりです。実験についても再度具体的にサイズが分かるように、また、方向性がある程度分かるように、業者に伝わるように加筆修正させていただきます。

委員： 今回の事業には、実験というのは毛色が違うような気がします。

会長： 今の意見、スケールを考えるとすぐに億単位の予算になる。今回の費用から考えるとラボ実験ですよ。この費用レベルでは。ラボ実験イコールフィールド実験ではないので、そのあたりも2段階で考えておかないといけないですよ。

委員： ラボ実験は、全国に技術的にも実験結果はいっぱいありますのでね。

事務局： 色々なデータがあることは、我々も知っています。

委員： データを集めるだけという業務であれば、実験のですね、ひとつの業務として考えられます。ただ、水も流してこれだけの土地も貸しますから水を流して実験してくださいというと、業者の方はちょっと構えそうな気がします。実際受注しようとするものにとっては、データ収集であればこの業務の中に入れ込む余地があると思います。

委員： 実験というのは、設計諸元を得るためにやる実験なのか、それとも新しく提案されてきた処理フローが、淀川なり、その枚方市の原水の状況にきちんと対応できるかどうかという基本的なところを見るのかどうかで、全然異な

と思うのですね。

今回どちらかという新しい処理フローが提案された場合は両方やりたいという、既存の施設だったら、別にいらんんじゃないかという判断になるのですね。

特に第2浄水場で使われている手法と同じ様なものが提案されてきたら、それこそ実験は必要ないという判断に傾かれる可能性もあるとおもわれますね。そのへんのところ、ちょっと整理が必要じゃないでしょうかね。

委員： 規模がぜんぜん違いますからね。容量も期間も違う。

委員： おっしゃられるとおり、データを得るためのデータがあって、それを得るため、それを目的としてやるわけですからね、装置が異なってきますね。

委員： データを得る話と設計諸元を出せというのはだいぶ違う、設計諸元を出すのであれば、春夏秋冬をまずやらなくてはならないですね。ちょっといろいろな水質条件を添加幅も考えてやろうという、色々なことがついてきますから、ちょっと簡単にはすまないことになりますね。

委員： 基本構想の話の中で確認したいのですが、例えば基本構想の中で22ページ第1第2浄水場のところですが、具体的には9万t 4万t 将来的にはこうした方が理想的ですよというようなことを検討するんじゃないかなと思うのですが。ここで第1は、将来的は9万じゃなくて将来的には減らす若しくは増やすといった場合に、それに基づいて設計をするということによろしいですかね。そうしてほしいというふうに考えているのですか。

事務局： そうですね

委員： 仮に減らした場合それを、どのように。

事務局： 減らそうとは考えていません。

委員： 減らそうとは考えておられないということですね。

事務局： そうです。減らそうという考えはないのですが、ある程度増やそうと判断しているのは、第2浄水場も先ほどお話がありましたように耐久年度がある程度来ているということで、第2浄水場の処理分も第1である程度食えたらというイメージで、第1が大きくできるようでしたら大きくしたいという発想です。

委員： そうというのは政策的な話なので、やはりここの中にある程度反映しておかないと、業者に伝わらない。

委員： そう捕らえられるように書いたほうがいいと思います。

委員： もうひとつ、膜を使うとなると、これ厚生労働省の認可変更が必要でしょう。

事務局： 厚生労働省に問い合わせたところ、届出だけで今はよいという話を頂いています。

委員： 膜処理も色々なところで増えていますからいいのですけれども、あまり淀川の水では、膜処理を実際やったことがありませんので、厚生労働省がその時になって、やっぱり結果を見せていただきたいという話になって、やっぱり一年ぐらいのデータがありますかねといわれると、それがないと認可通っていきませんのでね。そのあたりの確認も必要だと思います。

事務局： わかりました。

会長： いくつか出ているのですが、整理していただいて、再度修正なりしていただいて議論が必要かと思うのですが、いいですか。いかかでしょう、今までの議論の中で、これはまだ言っておきたいとか、こういう質問がありますよというのが、もしありましら。

委員： まったく違うところでいいのですかね。

会長： はい、どうぞ。

委員： 第2審査のところ、3のところ、価格評価等というのが出てきますがこの価格評価というのはどういうものを考えておられますか。単に設備の金額と捕らえておられるか、どうですか。

事務局： 単純に提案価格が安ところが順番にいい評価となります。

事務局： この業務をしていただく価格、技術提案していただく価格になります。

委員： 提案していただく価格は、すべて第1浄水場を変える、工事費も含めた価格ですか。

事務局： そうではなく、この委託させていただく価格です。今回の委託業務についての価格になります。

委員： 今回コンサルタントが請け負う金額の価格ということですね。

事務局： プロポーザルは本来あまり価格重視しない、ないしは無視するような考えもあるのですけれども、一応配点は、小さいですけれども、何らかの優劣はつけていきたいという考えで、評価を入れさせていただいています。

委員： 価格の上限は示されるのですか。

事務局： 予定価格という形で、一億六千万上げています。

委員： この一億六千万の中に、実験、実証実験も入っているのですね。

事務局： 入っています。我々、先ほどからの説明もあるのですけれども、基本的な考え方は、イニシャルコスト、ランニングコストを含めて、他の既存のろ過方法と、新しい膜ろ過の方法とかを比較した中で、コスト的にはトントン若しくは膜ろ過方式のほうが若干高いかなという資料はあるんです。今ある既

存の技術と新しい技術が同じ土俵で比較検討する必要があるだろうと、先ほど課長が申しましたようにそれを全面的に出してしまうと、技術提案にも制限がかかるので、我々の思いとしては、今の段階では膜がいいとか既存の横流式がいいとか、確たる意見はありませんけれども、提案によって最終的に枚方市にいちばんいい、コスト的にも性能的にもよいものを選びたい。そのためのプロポーザル方式を考えさせていただいたということです。

今皆さんがおっしゃられているとおり、枚方市の姿勢が見えないということなんですけれども、先ほど課長が申しましたとおり、あまりそこは事業者の方に見せると制限がかかるのではないかという反対の考えをもって、この案を作らせていただいたのは事実なのです、案として。

また、一億六千万の今のお話なのですけれども、その中の実証実験というのは、1年間、春夏秋冬の実験を求める予定としています。

この、一億六千万の根拠といたしましては、契約課を通じてコンサルタント会社に見積もりを取った中での、ばらつきはあったのですけれども、規模とか今ご指摘いただいたようにコンサルタントへ、そのあたりまだ提示していませんので、ただ、そういう諸元を決めるにあたっての実証実験を含めた見積もり額をとった中での一億六千万というのを決定しております。

委員： ちょっと、因数が大きすぎるような気がしますね。本当最終、仮にコンサルタント会社が提案して実験して出してきたものを、例えば膜とします。となったとき、本当に膜というのは、市としてはGOサインが出せるのかというと、今の状況では、ちょっと僭越ながら私は出せないと思うのです。先ほど委員からも話がありましたけれども、淀川ではどこも大規模の膜処理なんかやっていないですね。それを先んじて枚方市は全部膜にしますなんて、おそらく言えないと思います。

それは、なぜ言えないかというと、やっぱりいろんな技術開発の動向とかもあるので、その膜ばかりに一生懸命やってしまって、肝心の今の施設を改良して、いちばん最短距離で、更新するという手立てをひとつも検討せずに、膜ばかりに力を入れてしまったら、何のために時間と金を費やしているのか分からなくなるのではないかという感じが私はします。ですから、もし膜を市としてやりたいのであれば膜に特化してもうちょっと分割して、その戦略的にいかないと絶対実現はしないと思います。

これだけ何もかもやって提案してもらって、はいわかりました、という筋書きにはならないと思います。ちょっとなにか根本を揺るがすような話ですみません。

事務局： おっしゃるとおりに、市としては、今の段階では膜も検討の中の方式のひとつとして入れたい、入れたいけれどもおっしゃっていただいているように淀川の原水にどうなのかということがまったく資料的にございませんし、我々にとっても未知のところがありますので、そのため実証実験という形で考えさせていただいているのです。

委員： そうすると実証実験だけで、億単位の金を使わなくてはならないとだめだと思えますけれどもね。最近聞いたところでは、ある事業体では、現時点で新たに実験装置を造ったところ、一揃いの水処理フローを備えたものを建設したらやはり数億円を要したとしています。そこに測定業務とか、色々また入ってきますけれどもね。それで何を造ったかといいますと100m³2系統だそうです。フルにやってしまうとそんなもんです。何から何まで造るとなると。

会長： 議論は色々ありましたが、そのほかにありますでしょうか。

委員： このままでは議論が発散してしまいますね、このままですと。もったいないですね、収束に向かわないと。

会長： 次回を含めて今日の議論を進めるにあたってね、方向をこういうふうに変えれば、目的が遂行できるようなプラン、考え方がでてくればそれでいいと思うのですが、いかがでしょう。それは、今後も含めてという形になるのですが。

一応、意見を頂いたことに関して、また再検討していただいて、再度まとめて出させていただくしかないと思います。

事務局： はい、わかりました。

委員： 業務仕様書ですね。業務仕様書をつぶさに見てないのですけれども、例えば提案の内容ですね。実証実験で膜処理をやっています。そこで、いい結果が出なかったら、既存の方式で基本設計を行いますという提案でも有りなのか。

事務局： 有りです。

委員： それもあり得るのですね。

事務局： その場合、どのような実証実験をするのかの提案によって加点が違うということになる採点とさせていただくことになると思います。あつかましいかもしれませんが、2系統でやるのと1系統でやるのでは差をつけようと考えています。

会長： もともとは、第1系統の9万tの部分ですよね。中宮の既存の方法の最新版でも提案があっても別に問題はないわけですよ、それは。

事務局： そういうことです。

会長： それも有りということですね。だから、それも含めて考えてくださいという、だからそれも有りも見えてこない部分もちょっと有ったものですから。

その辺をもう少し、可能性の範囲も、もう少し明確にさせていただいた方がいいのかな。

基本構想というものが、まず、最初にあって、全部を含めての基本構想ですよね、最初に言われたように、それは全部やった場合、すごいお金が要りますよね。提案された構想をそのまま実現するには、お金がかかると思うのですが。だから、構想を前提条件にしながら第1浄水場の更新をやって下さいということだと思うので、その辺のところ、そこも明確でない部分もあるかなと、ちょっと今日の説明ではね、そう思います。

ただ、それを強く打ち出すとさっきの様な、最終的にはお金の点では、第1浄水場の更新工事ですよね、実際は。だから技術上のプランの提案と形の分かる箱物というとおかしいですが、この両方を要求しているわけですからこの場合は、そのあたりもかなり明確にしていかないと。

それと先ほど出ている浄水方式ですね。方式が膜という目標があるにしても可能かどうかということ、それ以外の新たな従来の凝集沈殿急速ろ過方式も、それも色々変わってきている部分も有ると思いますし、そういった物をいかに導入するかということも含めてあるのだというような、具体的に、書く、書かないということはあるのですけれども、範囲という意味では最新技術を全部この更新に向けて導入が可能であれば、それはやっていただくということを前提条件にさせていただかないと、各参加するメーカーの特色が生かせないのではないかという気がちょっとします。

今回のようなやり方を、他の浄水場でも経験されているようなことが同じ規模ぐらいの市であるのでしょうか。

事務局： 聞いていないですね、同規模では。

委員： 参考までにちょっと言いますと。私が、かつて別の浄水場の更新に当たった業者選定の委員になったときに、同じようなことがありまして、そこでも膜処理の提案はあって、膜処理がいいなあということに最初はなっただのですけれども、いざ入れてみようとしたら具体的に入らないのですよね、膜処理というのは、そこまで市としては決断ができないのですよ。

そうしたらどうなったかと言うと、結局あの検討は何だったのかということで、せっかくの委託設計がうまく機能していないような感じで終わってしまいました。

委員： 私も聞いたことがあります、おそらくそこは高度処理と膜をくっつけた

ような案であったと思います。

委員： そんな案もありました。なんか玉虫色の様で、こんなのもいいなあで終わってました。

委員： 最高の水処理を探していたような感じでしたね。今の最高の技術を組み合わせようとしていましてね。

委員： それが何の調査であったかというようなことで。

委員： 全部ですね。頭から尻尾までオールインワンでやるのにはリスクがありますのでね。途中で変わった場合にそこをどうするのかという、そのリスクがやっぱりまだちょっと、硬いやつはいいのですけどね。色々とバラエティがあるやつは、途中で変わる可能性があるのですよね。

委員： その辺のところは、私たちの責任が重大ということですよ、本当に。

委員： 最初にどんな評価したみたい。

委員： 色んな話ありましたけれども、本当に基本構想っていうのは全体のフローとかを決めるのは、別にもっと大きな仕組み、流れがないと、何もかも全部、最後は設計図を書くところまでいっていますから、何もかも一緒にやると、ちょっとしんどいのかなと思います。

委員： 分けるとね、そこで切れるのですけれどもね。

一応、リスク回避という意味では、そこで切れるのでね。一応変わる可能性も考えた上で進めて行かなくてはならないですよ。

会長： 抱き合わせて、スタートしだしているわけですから、基本構想というものを、どちらかという今日の話の聞けば、別個にそれはそれで委託して、競い合ってもら。そのいいところ取りをここが決めて、それに従って、実際こうこうこういう事になる、じゃあどうゆうふうなやり方があるという、ハードの点だけで、こういう技術、プロポーザルをやれば、それは混乱しないと思うのですね。一回、切った方がいいと思うのですけれどもね。

今、抱き合わせといいましたけれども、変にそれを引きずるわけですよ。

やってしまったけども将来的に、それはよくなかったみたいな事になった場合は、その基本構想はなんだったのだろう見たいな、基本構想を踏まえてハードを考えたほうがいいのか、感じがします。

そっちの専門ではないのですけれどもね。

だから、やり方としてそういう事が不可能だとすれば、今のままでどうしようということもあるし、可能であれば分けてということもありでしょう。その辺は、先ほども出ている色んな点で市の姿勢がやっぱり、そこを含めての市の姿勢が必要だろうと、今思うのですね。前に進めるのであれば。

委員：　そうですね。一つはおっしゃるとおり、具体的なところは、ちょっともう切ってしまうということ、もう一つは、市の姿勢として非常に絞り込んだ形でやるのだったら、最後までどうせるだろうと思います。もう、こうしてほしいんだという事が明確になった上で。

会長：　その中での技術提案であったら、それだったら、幾らでも、それも業者もその方が楽だと思うのですよ。

　　枠を設定していただいて範囲をどんどん限定していけば、それであれば、大体のイメージがあるけれども、その詳細な具体的なところは提案していただくということになりますから。

　　いかがでしょうか。今までのところで何か気のついた所ありますか。

　　そういうところで、評価のところも、構想に評価をかなり置かれていますよね。多少今の様な変更点があれば、評価方法もたぶん変わってくると思うのですけれども、今のも含めて全部、検討して書き換えていただくことになるかなと思います。

　　今日、色んなお話が出てきた中では、まあいずれの形でやる場合は、ある意味制限をつけるか、市の姿勢を出さざるを得ないということか、それを出しながら、それを業者の人に判断してもらう。

　　そういう方法であれば、これは、私は問題なくいくんではないかと思います。で、問題ない様に議論するのがこの会議ではないかと思うのです。

委員：　横浜も膜を導入して、あれはたぶん最初から膜でということを示して進められたと思います。

委員：　あれもメインは別の浄水場があるし、神奈川県内広域水道企業団から大枚水ももらっていて一部だけを、付け足し部分だけを膜で試してみようかという浄水場だから、17万tほどの浄水場ですかね、それは膜処理を全部ポンと入れられたのですけど。

　　中宮浄水場の場合、13万m³/日の処理能力のうち9万m³/日を膜処理にするというのも一案ですが、そもそも、枚方市が大阪広域水道企業団から水道水を購入している割合は15%で、残りの85%は中宮浄水場をほぼフル稼働して対応されています。このとき、もし、膜処理で、不具合が発生した時に、そのバックアップは可能かということですね。

　　膜というのは、どこもかしこも、やっぱりひょっとしてだめな場合、ここにあるというバックアップが有る上で、皆さん踏み込まれていますね。横浜の膜処理は、規模は大きいですが、もしなくても水供給に支障はないという判断で導入されています。

事務局： 横浜は全体が大きいですからね。全体の割合からいうと、おっしゃるとおり17万tでもかなり小さい形になっていますね。

委員： また、おそらく水源もいいのですよ。だから、おそらく膜入れてもほぼ堅い。大丈夫だという、ある程度その認識の下でやっておられると思うんですよ。

淀川ではね、さっきの話しにあるのですけれども長期で運転してフラックスが安定してやるっていけるかという、そのところはまだ課題がだいぶありますのでね。

委員： 小規模ならいいのですけれども。

委員： すいません。もう一度だけ戻らせていただきたいんですけども、基本構想があつたと沢山のステップがあるわけなのですけれども、その中で実証実験をやった上で基本構想に移りますよと、基本フローを処理フローを決めた上で基本設計に移りますよってなっているわけですよ。その実証実験に対して枚方市上下水道局としてその結果の評価に関与できるような仕組みになっているのでしょうか。

事務局： 仕組みというか、関与することになります。決定するような時には、我々が決定します。

委員： フローに関しては、枚方市が完全にこれがいいですよと決めるということですね。

委員： この実験も何をするかということですよ。単にオゾン活性炭をどこに入れようということだけではなくて、鉄系の凝集剤を使ってみようとか、オゾン促進酸化処理をやってみようとか、色んな新しいことがありますよね。そんなの入れたら実験だけでもバリエーションがものすごく増えましてね。実験で何をしてもらうということが難しくなりますね。

事務局： 確かに風呂敷敷きすぎているようなところはあるのですけれども、今提示させていただいている一億六千万ですが、その中で技術提案者ができる一番最高のフローを提案してくださいというイメージがございましたので、どんなフローでも色んなフローを出してもらっていいと思うのですけれども、委託金額でできるベストな物をと、手前味噌的な考えですが我々はかつてに思っていたといわれればそのとおりなのですが、そういう提案がいただけないかという形を考え、今回この様な形になっておるわけで。

今、色々ご意見を頂いている中では、あまりにも風呂敷を敷きすぎており焦点が見えない状況であり、枚方市の姿勢も見えるような物ではないということなので、そのあたりのところは、訂正させていただいて、再度申し訳

ないですがご提示させていただきたいと考えています。

会 長： そういうことで、皆様よろしいでしょうか。

よろしければ、次回のことも含めまして、日程調整も含めてスケジュールのこともありあますので、スケジュールの話を含めてよろしいでしょうか。

事 務 局： 資料4をご覧ください。

資料を見ていただくと、勝手なスケジュール案を書かせていただいているのですが、今日色々な意見を頂いている中で、ちょっとこのスケジュールどおりにいかないのかなという気もしますが、次回の2回目の日程を決めていただければ、我々もそれまで資料訂正の時間をいただけることになりまし、皆様へご説明する時間もいただけることになると思いますので、2回目の日程と、事務局案なのですけれども、3月終わりには、この審査会を終了したいとも思いもございまして、最終日も押さえていただきたいと思いますので、2回目と最終日の日程の提案をさせていただきたいと思います。

2回目の日程ですけれども、11月26日か28日あたりで開催したいと考えています。可能であれば、2回目の際に、この評価の部分を決めて行きたいと考えています。よろしくをお願いします。

また、最後の日は3月20日あたりで第4回目の審査会を開催させていただいて、その時に業者のヒアリングを行うことを考えていますので日程の調整をお願いしたいと思います。

会 長： 委員の皆さん。まず2回目の日程ですが、11月26日か28日の午後を開催予定としたいのですが、ご予定いかがでしょうか。

委 員： 28日はOKですが、26日は他の出張でおりません。

会 長： では、28日ではよろしいでしょうか。

では、28日で、それと午後3時ごろからの開催でよろしいでしょうか。

事 務 局： それでは、28日午後3時の開催とさせていただきます。また、案内も送らせていただきますのでよろしくをお願いします。

会 長： 3月20日はどうでしょうか。

事 務 局： 今のところ、3月20日を目標として事業を進めています。また、当日業者のヒアリングなども予定とおり行いますと少々長くなる可能性もございませ。

会 長： 午前中から、午後までということですか。

事 務 局： 何者応募があるかにもよりますが、5者程度来て頂ければ、午前からはじめることになると思います。

会 長： 業者の間を空けるということであれば、そういう事になりますね。

よろしいでしょうか。午前中からとなりますが。

委員： その日に決定することであれば、お互いに顔を合わせてもいいのではないですか。間を空けなくても、いいような気もします。

事務局： その辺のところ、意見を頂きましたので検討していただいて説明させていただきたいと思います。

会長： 3月20日は、午前もありうるわけですね。午前も午後も。

事務局： 午前、午後となる可能性もありえるという形で、お時間の調整お願いいたします。

会長： それでは、次回の日程は11月28日3時から、同じ場所です。それから、3月20日、業者のヒアリングの日ですが、業者の数によっては午前から午後までの開催となりますが、よろしいでしょうか。

委員： 第3回の日程もここでは示されていますが、これもフィックスされていると考えていいのでしょうか。

事務局： これは、今のところ予定です。案とさせていただければ、このころ開催したいと案でございます。

会長： 3回目以降は、また絵があるごとに次回を決めるということで、日程はこれでよろしいでしょうか。よろしければ、今日の議論、色んなことがありましたけれども、次回に向けてということで、一応案件はおわりますので、事務局にお返しします。

事務局： 有難うございます。本日は、本当に長時間にわたってご議論いただきありがとうございました。いろいろな意見を頂まして真摯に受け止め、次回開催するまでには、頂いた意見を整理させていただき、改正案をご報告できるよう努力してまいりたいと思いますので、今後とも、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

3 閉 会